

# 特定化学物質障害予防規則等が改正されました

以下の3物質について、  
健康障害防止措置が義務づけられます

- ◆ インジウム化合物
- ◆ コバルト及びその無機化合物
- ◆ エチルベンゼン

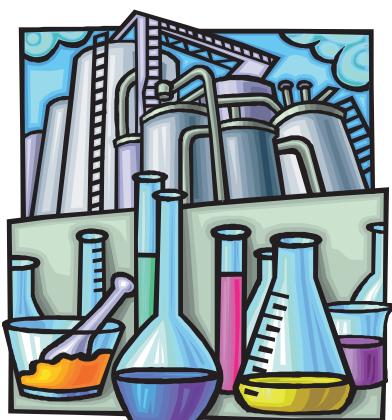
以下の2物質が、燻蒸作業対象物質になります

- ◆ エチレンオキシド
- ◆ 酸化プロピレン

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。今回、リスク評価の結果、上記の物質について規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の改正を行いました。

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます。  
(一部には、経過措置があります)

主な規定の適用一覧	P.2
インジウム化合物 コバルト及びその無機化合物	P.3~8
エチルベンゼン	P.9~14
エチレンオキシド、酸化プロピレン	P.15



# 今回の改正による物質ごとの主な規定の適用一覧

## インジウム化合物・コバルト及びその無機化合物

条文	規制内容	インジウム 化合物	コバルト及び その無機化 合物
安衛法 57	表示	●	●
57の2	文書の交付	●	●
88	計画の届出	●	●
特定化学物質障害予防規則	2 定義	管理第二類物質	管理第二類物質
	2の2 適用除外(業務)	×	●
	5 特定第2類または密閉式 管理第2類物質に 係る設備	●	●
	6~6の3 5条の適用除外	●	●
	7 局所排気装置等の性能	制御風速 1.0m/s	抑制濃度 0.02mg/m <sup>3</sup>
	8 局排等の稼働時の要件	●	●
	9 用後処理(除じん)	●	●
	12の2 ぼろ等の処理	●	●
	21 床の構造	●	●
	22,22 の2 設備の改造等	●	●
有機則	24 立入禁止措置	●	●
	25 容器等(貯蔵場所の設備を除く。)	●	●
	27,28 作業主任者の選任	●	●
	29~35 定期自主検査、点検、補修等	●	●
	36 作業環境の測定	実施 記録の保存	●(30年) ●(30年)
	36の2 測定結果の評価	×	●(30年)
	36の3, 36の4 管理濃度	なし	0.02mg/m <sup>3</sup>
	37 休憩室	●	●
	38 洗浄設備	●	●
	38の2 喫煙、飲食の禁止	●	●
特化則	38の3 掲示	●	●
	38の4 作業の記録	●	●
	38の7 特別規定	(清掃、呼吸用保護具、付着物の除去)	×
	38の12 特別規定	●(清掃)	●(清掃)
	39~40 の3 健康診断	雇入れ、定期 配転後 記録の保存	●(30年) ●(30年)
	41 健康診断結果の報告	●	●
	42 緊急診断	●	●
	43~45 呼吸用保護具、保護衣等の備え付け	●	●
	53 記録の報告	●	●

## エチルベンゼン

条文	規制内容	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤を超えて含有する物	エチルベンゼン5%を超える物
安衛法 57	表示(エチルベンゼンを0.1%以上含有する場合)	●	
57の2	文書の交付(同上)	●	
88	計画の届出	●	
特化則	2 定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2 適用除外(業務)	●(塗装業務以外全て)	
	1 定義	●	
	2~4 適用除外(許容消費量)	●	●
	5 第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	
	6 第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	
	7~13 適用除外(周壁・臨時・短時間・設置困難等)	●	
	14~18の3 局排等の性能要件等	●	
	12の2 ぼろ等の処理	●	×
	22,22 の2 設備の改造等	●	×
有機則	24 立入禁止措置	●	×
	25 容器等 堅固な容器 容器等への表示と保管 空容器の保管上の措置 貯蔵場所の設備	● ● ● ●	
	27(28) 作業主任者の選任	●(有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	20~23 定期自主検査、点検、補修	●	
	24 掲示	●	
	25 区分の表示	●	
	26 タンク内作業	●	
	27 事故時の退避等	●	
	36 作業環境の測定	実施 (エチルベンゼン) 記録の保存	●(30年)
	36の2 測定結果の評価	●(30年)	
特化則	36の3, 36の4 管理濃度	20ppm	
	37 休憩室	●	×
	38 洗浄設備	●	×
	38の2 喫煙、飲食等の禁止	●	×
	38の3 掲示	●	×
	38の4 作業の記録	●	×
	38の8 特別規定	有機則の準用	
	39~40 の3 健康診断	雇入れ、定期 (エチルベンゼン) 配転後 記録の保存	●(30年)
	41 健康診断結果の報告	●	
	29~30 の2の2 健康診断	雇入れ、定期 (有機溶剤混合物) 記録の保存	●*(5年) ●(5年)
有機則	30の3 健康診断結果の報告	●*	●
	31 健康診断の特例	●*	●
	42 緊急診断	●	●(一部適用)
	43~45 呼吸用保護具等の備付け	●	×
	32~34 送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用	●	
	35 保護具の数等	●	
	53 記録の報告	●	×

◆ このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法

労働安全衛生規則→安衛則

労働安全衛生法施行令→安衛令

特定化学物質障害予防規則→特化則

\* エチルベンゼンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

有機溶剤中毒予防規則→有機則